

第3回 岩手地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和5年8月1日（火） 午後1時30分～午後4時00分

2 場 所

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）植村委員、齋藤委員、細田委員、丸山委員、渡部委員
（労働者代表委員）小菅委員、小林委員、佐々木委員、原委員、山田委員
（使用者代表委員）菊池委員、熊谷委員、瀬川委員、藤田委員、松川委員
（事務局）栗村局長、市川労働基準部長、境澤賃金室長、五十嵐賃金室長補佐

4 議 事

（1）関係行政機関からの概況説明について

① 最近の景況、物価動向及び家計調査等について

② 県内の雇用動向及び令和5年3月新規学卒者の初任給の状況等について

（2）令和5年度地域別最低賃金額改定の日安伝達について

（3）主要指標について

（4）岩手県最低賃金と生活保護との乖離について

（5）令和5年賃金改定状況調査結果について

（6）令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果について

（7）その他

5 議事内容

議事に入る前に、事務局から、本日の審議会は定足数を満たしており有効に成立していることが報告された（最低賃金審議会令第5条2項（審議会の成立））。

次に、丸山会長から、議事録署名人に労働者代表委員から佐々木委員、使用者代表委員から瀬川委員が指名された（岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項（議事録署名人の指名））。

（全ての議事を「公開審議」とした。）

（1）関係行政機関からの概況説明について

○丸山会長

次の議題に入ります。議題（1）「関係行政機関からの概況説明について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

関係行政機関からの概況説明につきましては、第1回本審で「最近の景況、物価動向及び家計調査等について」、「県内の雇用動向及び新規学卒者の初任給の状況等について」説明を依頼することが確認されております。

本日は、初めに岩手県ふるさと振興部調査統計課から「最近の景況、物価動向及び家計調査等について」、次に岩手労働局職業安定部職業安定課から「県内の雇用動向及び令和5年3月新規学卒者の初任給の状況等について」説明いただきます。

なお、説明時間は、質疑を含め1行政機関20分程度を目安に考えておりますので、進行に御協力をお願いします。

① 最近の景況、物価動向及び家計調査等について

別冊主要統計資料C1ア「岩手県の景況、物価動向、家計調査」、C1イ「岩手県の景況」、C1ウ「盛岡市消費者物価指数（令和5年6月分）」により、岩手県ふるさと振興部調査統計課から、岩手県の最近の景況、物価動向、家計調査結果等が説明された。

○丸山会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について質問がありましたら御発言をお願いいたします。

○松川委員

資料C1ア5ページの右下の企業倒産件数に関連した質問ですが、倒産ではなく廃業した件数はわかりますか。

○岩手県ふるさと振興部調査統計課

あくまでも倒産件数の集計となっています。

○松川委員

コロナ禍及び物価高騰による影響で、売上げが落ち込み、倒産に至る前に店をたたんでしまおうという自主的な廃業も多いと聞いていますので、今後、廃業の件数についても把握できるようでしたら、資料提供をお願いします。

○細田委員

6ページ消費者物価指数のデータは盛岡市の内容ということでよいでしょうか、確認します。

○岩手県ふるさと振興部調査統計課

盛岡市の消費者物価指数を基に作成した資料です。

○原委員

岩手県の鉱工業生産指数が他県に比べて高いと思われませんが、その理由はわかりますでしょうか。

○岩手県ふるさと振興部調査統計課

資料1ア5ページの産業別の鉱工業生産指数のグラフを御覧ください。2015年を100とした場合の指数となりますが、特に電子部品・デバ

イスの産業の指数が高く、電子部品・デバイスの産業の寄与度が高いため、岩手の鉱工業生産指数を押し上げている状況となっております。その他の産業についても生産用機械の産業も指数が高いことも岩手の鉱工業生産指数を押し上げている状況となっております。

○丸山会長

ほかにいかがですか。

それでは、どうもありがとうございました。

- ② 県内の雇用動向及び令和5年3月新規学卒者の初任給の状況等について
別冊主要統計資料C2ア「一般職業紹介状況（令和5年6月分）、C2イ「新規学校卒業者の初任給データ」、C2ウ「職業別新規求人・求職平均賃金」及びC2エ「雇用保険取扱状況」により、岩手労働局職業安定部職業安定課から、岩手県の雇用動向及び令和5年3月新規学卒者の初任給の状況等が説明された。

○丸山会長

ありがとうございました。

ただ今の説明について御質問のある方は御発言をお願いします。

○瀬川委員

資料C2エ雇用保険取扱状況の廃止事業所数について、内訳として倒産と自主廃業の事業所数はわかりますか。

○岩手労働局職業安定部職業安定課

内訳はわかりません。雇用保険の届出によるもので、倒産、自主廃業という項目では把握していません。

○丸山会長

ほかによろしいですか。

それではどうもありがとうございました。

- (2) 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について

○丸山会長

それでは次の議題に入ります。議題(2)「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局

目安伝達の前にお時間をいただきまして、昨年の岩手県最低賃金の答申における付帯決議事項につきまして、御報告いたします。

昨年の岩手県最低賃金の答申において、中小企業・小規模事業者への実効性のある支援のための現行制度の拡充及び早急な制度創設を政府に対し要望する、という内容の付帯決議が行われ、岩手労働局長が厚生労働本省に赴き、要望内容を伝えました。

その要望を行った結果について、当局に対して本省から回答があったわけではありませんが、把握している範囲で御説明いたします。

1つめの項目、「賃上げのための環境整備として、業務改善助成金の拡充、及び賃上げ分を補填するような新たな助成金の早急な創設を求める。」につきましては、業務改善助成金については、9月に、県最低賃金が相対的に低い地域における事業者に対する助成率の引上げ、生産性向上のために必要な設備の範囲の拡大などの拡充が行われ、また、12月には事業場規模条件の撤廃、30人未満の上限額が引上げとなるなどの拡充が行われています。

働き方改革推進支援助成金については、12月に労働時間短縮・年休促進支援コース、勤務間インターバル導入コース、労働時間適正管理推進コースのそれぞれのコースにおいて、賃上げ加算として、助成金の上限額を加算することとされました。

キャリアアップ助成金については、賃金規定等改定コースにおいて、生産性要件は廃止され、5%以上賃金引上げを行う場合の助成額を大幅に拡充することとされました。

さらに、厚生労働省以外では、中小企業庁の事業再構築補助金について、最低賃金枠についての補助は継続となっておりますが、成長枠又はグリーン成長枠に申請する事業者に対し、上乘せ枠として、卒業促進枠・大規模賃金引上促進枠が新設され、大幅な賃上げを行う場合、補助率を引き上げるといったものとなっております。

2つ目の項目、「企業間取引の適正化、価格転嫁に関する問題解消を目指し「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」及び「取引適正化に向けた5つの取組」等の施策を確実に実行するよう求める。」につきましては、令和3年12月27日閣議了解事項に基づき、実施されているところであり、当局においてもその役割の一部を担っている労働基準監督機関において、監督指導を適切に行っております。

3つ目の項目、「賃金引上げに起因する就業調整の原因となる税控除制度の見直しや社会保険料の減免措置等の検討を求める。」につきましては、昨年度岩手労働局長が本省に赴き、要望内容を確実に伝えております。

このような状況をお知らせして、付帯決議についての御説明とさせていただきます。

○丸山会長

事務局から昨年の付帯決議について説明がありましたが、御意見等がありましたら、御発言をお願いします。

○瀬川委員

昨年の岩手県最低賃金の改正決定の審議の結果、33円という4パーセントを超える引上げ額となったことから、中小企業の賃上げ支援等の取り組みの強化等をお願いする意味で、審議会において労使同意の上、答申に政府要望を付帯させたものです。口頭での説明でしたが、資料は提供いただけませんか。

○事務局

できる範囲で資料を準備いたします。

○瀬川委員

要望として上申したものについて、検証が必要だと考えています。

○丸山会長

事務局は、いつどのように資料提供いたしますか。

○事務局

専門部会において、できる範囲で資料を準備し、御報告いたします。

○丸山会長

労働者代表委員の皆様、よろしいですか。

○労働者代表委員

はい。

○丸山会長

それでは、事務局は専門部会において、資料提供の上、説明をしてください。事務局は続けてください。

○事務局

目安伝達の前にお時間をいただきまして、中央最低賃金審議会戎野会長代理からのメッセージ動画を御覧いただきます。当局の視聴用システムの都合上、5階労働局会議室に移動し、視聴していただきます。

(会場を移動し、メッセージ動画を視聴したメッセージの内容は以下のとおり。)

中央最低賃金審議会の戎野と申します。

令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。

本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話申し上げたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

1点目はこのビデオメッセージの趣旨です。

令和5年4月6日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。

これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴いただく場を設けることとなった次第です。

視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置付けです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものがあります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年の日安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。

まず、「賃金」についてです。

連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第4表①②の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。継続労働者に限定した第4表③は2.5%でありました。

次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、

各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。

しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、2極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、「労働者の生計費」についてです。ここは少し詳しく申し上げたいと思います。消費者物価指数については、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準でありました。

直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にありますが、しかしながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられております。「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年度は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの

閣議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめておりますので参照していただきたいと思います。また、これまで目安に関する小委員会で提示いたしました資料については、地域別のものも含まれておりますので、適宜参照いただければと思います。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいのご意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。

具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載い

たしました。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるように、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるように、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。

これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであります。地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低賃金審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。

以上です。どうもありがとうございました。

(会場移動)

○丸山会長

それでは、再開いたします。事務局は続けてください。

○事務局

資料No.1「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」を御覧ください。

(資料No.1により説明)

○丸山会長

それでは、ただ今の説明に関して御質問あるいは御意見等ある方は御発

言をお願いします。

○菊池委員

ただいま示された目安額どおりに、各県が最低賃金を引き上げたとする
と全国加重平均1,000円を超えるという説明でしたが、どのような算
式で算出されるのか、また、適用労働者数の少ない岩手県の最低賃金の改
正決定が、全国の加重平均にどのような影響を与えるのか、説明してい
ただきたいと考えています。

○丸山会長

そういう資料がないか、という趣旨ですね。事務局は、どうでしょうか。

○事務局

確認の上、資料がありましたら提供いたします。

○瀬川委員

令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）の公益委員見
解の中で、今年度の議論において、企業の支払能力の厳しさを示すもの
として、価格転嫁の状況に特に注目し、価格転嫁が進んでいる企業も増加
する一方で、転嫁が進まない企業も増えており、2極化がみられた、価格
転嫁が不十分な状況が賃上げ原資確保を難しくしている状況にも留意し
たとの説明でしたが、私も賃上げの原資確保の問題は重要と認識してい
ます。価格転嫁について、企業同士の取引であるB to Bの場合の価格
転嫁と最終消費者との取引であるB to Cでは考え方が異なるので、ま
とめて議論することは難しいと思います。通常企業の支払能力について
考慮する場合、最低賃金を引き上げるための原資の確保ができるのか、
という面についても注目し審議していただきたいと考えています。

○丸山会長

専門部会での審議に対する要望ということですね。

○佐々木委員

令和5年度の目安額が示されるに当たって、4月の中央最低賃金審議会
目安制度に関する全員協議会報告により、ランク分けについて4ランク
から3ランクに見直され、その主な理由は地域間格差拡大の抑制と説明
がありました。今回の目安額については、Aランク41円、Bランク40円、
Cランク39円というように各ランク1円ずつの差となっていますが、
各ランクの引上額の比率については、Cランクが最も高く、率としては
地域間格差が縮小された結果になっているとのこと。しかしながら、私
としては率ではなく、引上げの金額で地域間格差を縮小していきたい
と考えており、そういう部分にも焦点を合わせて審議していきたいと
考えています。

○丸山会長

こちら、専門部会での審議に対する意見ということでした。

○熊谷委員

最低賃金法第9条に規定される地域における3要素を考慮した審議となりますが、今年度、中央最低賃金審議会では、特に物価が高騰していることから、労働者の生計費を重視した審議を行ったという説明もありました。しかしながら、物価が高騰したということは、労働者の生計費だけではなく、企業物価も上昇しているということをお忘れにならずに御審議いただきたいと思います。

また、価格転嫁の状況について、全国の状況の説明がありましたが、全国の状況と岩手の状況は異なります。その内容については、専門部会で説明していきますが、岩手地方最低賃金審議会では岩手の地域の状況を踏まえて審議をしていく必要があるということを申し上げておきます。

○菊池委員

価格転嫁についての御意見の発言がございしますが、どんなに工夫しても価格転嫁ができないという業種もございします。医療、福祉分野については、診療報酬制度、点数制度が適用されますので、経営の工夫等による価格転嫁ができるという業種ではありません。そのような業種もあるということ踏まえて審議を行ってほしいという意見です。

○丸山会長

それでは、ほかにいかがですか。ございませんね。

(3) 主要指標について、(4) 岩手県最低賃金と生活保護との乖離について

○丸山会長

それでは次の議題に入ります。「主要指標について」と「岩手県最低賃金と生活保護との乖離について」の二点を事務局から一括でご説明をお願いします。

○事務局

議題(3)「主要指標について」及び(4)「岩手県最低賃金と生活保護との乖離について」を説明いたします。別冊主要統計資料を御覧ください。

主要指標につきましては、昨年度同様、「別冊主要統計資料」として取りまとめ各委員に配布させていただいております。

主要統計資料目次を御覧ください。この別冊統計資料の構成は、ABCに区分されておりますが、Aは基本的に行政機関などが発表した既存の資料を岩手労働局が収集したもの及び岩手労働局が作成した資料で構成されております。

A-1は岩手県の経済指標ということですが、最低賃金法第9条第2項の「通常の事業の賃金支払能力」に関連するものとして、経済状況等の資料で構成されています。

A-2は、岩手県の賃金水準として、法9条2項の「賃金」、A-3は岩手県の生計費として、法9条2項の「労働者の生計費」ということで、法9条2項の3要素の判断資料を収集して編綴しております。

A-4からA-10は、岩手労働局が作成した各種資料となっています。

Bの項目は、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会で配布された資料でございます。

それから、Cの項目については先ほど各行政機関から御説明いただいた資料を添付したということでございます。

今年度、新たに追加した資料はございません。

1点だけ申し添えますが、A-1ス工業統計表についてですが、経済産業省のホームページによると、工業統計調査は、「公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日閣議決定）」における経済統計の体系的整備に関する要請に基づき、経済構造実態調査に包摂され、製造業事業所調査として実施されることとなりました。令和3年は経済センサス・活動調査が行われましたので、経済構造実態調査は行われず、令和4年に経済構造実態調査の中の製造業事業所調査として実施され、その二次集計結果を資料として添付しております。

また、今後発表される最新の資料につきましては、追加配布したいと考えております。

一方で、審議会運営上の了解事項として「効率化の観点から、資料をスリム化する試みを継続すること。」がございました。丁寧な審議が最優先されることは当然のことでありまして、審議を進めるに当たって必要な資料等があれば事務局にお申し付けくださるのは当然のことですが、資料のスリム化・集約化の試みは、審議運営の効率化・業務の軽減にも繋がるものと考えております。別冊主要統計資料に限った話ではございませんが、事務局としてはこちらの方にも取り組んでまいりたいと考えておりますので、可能な範囲での御配慮をお願いいたします。

次に「岩手県最低賃金と生活保護との乖離について」です。別冊資料A-4（「岩手の最低賃金と生活保護の比較」）をご覧ください。

令和3年度の岩手県最低賃金と生活保護との比較ということになりますが、検証したところ、岩手県最低賃金821円に対し、生活保護は662円で、時間額で159円岩手県最低賃金の方が高いという状況になっています。

資料の裏面を御覧ください。これまでの経過が一覧となっております。岩手県最低賃金と生活保護の乖離額は年々大きくなっている状況となっております。

○丸山会長

ただ今の事務局の説明についてご質問等があればお願いします。

(質問、意見等はなかった。)

(5) 令和5年度賃金改定状況調査結果について、(6) 令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果について

○丸山会長

(5) 「令和5年度賃金改定状況調査結果について」、(6) 「令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

議題(5) 「令和5年賃金改定状況調査結果について」及び(6) 「令和5年最低賃金に関する基礎調査結果について」説明いたします。

1つ目の改定状況調査の結果については、別冊主要統計資料B-4ア「令和5年賃金改定状況調査結果」を御覧ください。

これは、中央最低賃金審議会が目安審議に使われる資料で、昨年の6月分の賃金と、今年の6月分の賃金を調査し、改定の状況を調べたものです。

常用労働者が30人未満の企業に属し、1年以上継続して事業を営んでいる事業所を対象としております。

まず、3ページの第1表「賃金改定実施状況別事業所割合」を御覧ください。

左側に「ランク」が記載されておりますが、岩手県はCランクとなります。

上段の左側、産業計の調査事業所のうちCランクを見ていただくと、「1～6月に賃金の引き上げを実施した事業所」が42.4%、「1～6月に引き下げを実施した事業所」が0.6%、「7月以降も賃金改定を実施しない事業所」が38.2%、「7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所」が18.8%となっております。同じように業種別の数字も掲載されております。

次のページ(4ページ)の第2表は「事業所の平均賃金改定率」です。

左側が賃金引上げ実施事業所となります。Cランクの産業計では改定率が4.0%、真ん中の、賃金引下げを実施した事業所においては、Cランクの産業計の改定率はマイナス6.2%となっております。

5ページの第3表は「賃金引上げ率の分布の特性値」です。

上段左側に産業計があり、Cランクの「第1・四分位数」は1.2%、「中位数」は2.6%、「第3・四分位数」は5.0%、分散係数は0.73となっています。

次のページ(6ページ)の第4表の①は、「賃金の上昇率」を男女別に載せているものです。

左側の産業計で、「1時間当たりの賃金額」は、男女計のCランクでは、令和4年6月が1,199円で、令和5年6月では1,224円、賃金上昇率は2.1%で、昨年の2.0%と比べて0.1ポイント高くなっております。

全てのランク計の賃金上昇率は2.1%で、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年度の結果1.5%を上回っております。

7ページの第4表の②は、賃金上昇率を「一般労働者」と「パート」の別に載せているものです。

左側の産業計で、一般労働者のCランクの賃金上昇率は1.9%で、昨年より低く、パートのCランクの賃金上昇率は2.5%で、昨年より高くなっております。

次のページ(8ページ)の第4表の③は、令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計となります。

産業計の計のCランクの賃金上昇率は、2.7%で令和4年より0.1ポイント高い結果となっております。

次に、基礎調査結果について、御説明いたします。

A-5「令和5年最低賃金に関する基礎調査結果」を御覧ください。

調査の概要につきましては、1枚目に記載しております。

955事業所、9,745名の労働者のデータを基に統計をとっております。

1枚目の裏面は「地区割表」で、県北、県央、県南及び沿岸の4地域に分けております。

次のページからの「総括表」が、調査結果となります。

調査で確認したサンプル労働者数を母集団労働者数に復元して集計しています。

「岩手県最低賃金」を「県最賃」と表示しています。

一番初めの総括表が調査対象全部の統計です。表題は「総括表(県最賃適用業種:就業形態全て)」となっております。この表で御説明しますと、本年の基礎調査の結果、最低賃金である854円未満の率(未満率)は緑色にマーカーした一つ上の853円の行を見ていただければ合計欄で3.

1%となっております。未満率について、昨年は1.5%、一昨年は1.4%でした。

次に影響率についてですが、例えば854円から39円アップした場合の893円で見ると、893円未満の率（影響率）は、892円の行になりますので、合計欄で21.7%となっております。右側を見ていくと、事業所の規模別、地域別の影響率を確認することができます。

次のページは製造業の総括表、その次は卸売・小売業、その次はサービス業の総括表となっております。

その次のページは「年別基礎調査特性値と最低賃金額の推移」を示しています。

これは総括表の下欄に記載している数値を転記したものです。

中位数や第1四分位数等の見方については机上配布しました賃金分布の特性値を参考にしてください。

その次のページは業種別・年別基礎調査特性値を示しています。

「製造業」、「卸売・小売業」、「サービス業」の業種分類ごとに各特性値を載せております。

私からの説明は以上でございます。

○丸山会長

ただ今の説明に対して御質問等のある方は御発言をお願いします。

（質問、意見等はなかった。）

(7) その他

○丸山会長

議題（7）「その他」です。事務局に何か用意している議題はありますか。

○事務局

3点ほどございます。

1点目は、岩手県最低賃金専門部会委員の任命についてです。資料No.2（令和5年度岩手県最低賃金専門部会委員名簿）を御覧ください。岩手県最低賃金専門部会委員の任命につきましては、7月4日（火）の第2回本審で岩手県最低賃金の改正諮問を行った後、7月4日付けで専門部会委員の推薦公示を行い、7月18日（火）に推薦を締め切りました。労働者側から4名、使用者側から3名の推薦があり、局内で選考させていただき、去る7月21日（金）に任命し通知させていただいております。任命させていただいた専門部会委員につきまして、この名簿をもって御報告させていただきます。

2点目は、今後の審議日程について確認です。資料No.3「令和5年度岩

手地方最低賃金審議会開催計画（案）修正案R5.8.1現在」を御覧ください。日程の変更は、ありませんが、未確定の部分について、日時を削除しております。

確認いたしますが、計画どおり、8月8日（火）に第4回本審を開催し答申した場合は、8月23日（水）が異議申出締切となり、8月24日（木）午前10時に第5回本審を開催いたします。

8月7日（月）に第4回本審を開催し、答申した場合は、8月22日（火）が異議申出締切となり、8月23日（水）午前10時に第5回本審を開催いたします。

地域別最低賃金の発効日については、8月23日（水）に本審を開催した場合は、10月1日（日）に発効、8月24日（木）に本審を開催した場合は、10月4日（水）に発効となる予定です。

なお、第1回特別小委員会については、計画どおり8月21日（月）午前10時に開催いたします。

3点目は、岩手県最低賃金改正決定の答申予定に係るプレスリリースについてです。審議日程では、8月8日（火）に予定されている第4回本審で岩手県最低賃金改正決定の答申予定となっておりますので、予定であることを付記した上でプレスリリースさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○丸山会長

3点ありましたが、いかがでしょうか。

○藤田委員

日程について、8月7日に答申した場合は、8月23日に本審を開催するという説明がありましたが、資料No.3岩手地方最低賃金審議会開催計画（案）にはその記載がありません。今日初めての提案ですか。

○丸山会長

これまでも、本審の中で、第3回専門部会で結審した時には、本審を1日前倒しで8月7日に実施するという説明はなされていたとは思いますが、たしかに、岩手地方最低賃金審議会開催計画（案）への記載はありませんでした。

○藤田委員

岩手地方最低賃金審議会開催計画（案）に基づき、日程調整、管理を行っていますので、8月23日に本審の開催となったとしても、今からは調整ができません。

○丸山会長

ほかの委員の方はいかがでしょうか。労働者代表委員の皆様はいかがで

しょうか。

○佐々木委員

使用者代表委員の方がそのようにおっしゃっているのであれば、同様の認識です。

○丸山会長

専門部会での結審後は、なるべく早く本審を開催し答申を行い、できるだけ早期の発効を目指すということが理想ですが、委員が集まらず本審が開催できないというのであれば、話は別です。第3回専門部会で結審した時には、その後日程を確認の上、本審の開催日を決定するということがよいでしょうか。

○熊谷委員

今の御説明ですと、8月23日開催なのか24日開催なのか、不安定ですので、8月24日の開催と決定してしまっただけではどうでしょうか。

○丸山会長

早期発効ということを考慮し、8月23日に開催できるのであれば、8月24日を待たずに8月23日に開催し、無理なようであれば、予定どおり8月24日に開催する、ということです。

○熊谷委員

わかりました。

日程の関連で確認いたします。8月4日の第3回専門部会が16時からとなっていますが、終了時間は何時頃を想定していますか。

○丸山会長

日程調整の上で16時からの開催となったものですが、どれくらいの審議時間となりますか。

○事務局

通常の審議会と同様の審議時間と考えております。時間でいえば2時間程度と思われませんが、審議の内容によっては短くなる場合も長くなる場合もあるものと思われま。

○丸山会長

ただ今事務局から、通常の審議会と同じ程度の時間である2時間程度を想定しており、審議の内容によっては短くなることも長くなることもある、という説明でした。

よろしいですね。

○熊谷委員

はい。

○丸山会長

事務局の方で、ほかに何かありますか。

○事務局

第2回岩手地方最低賃金審議会以降に、申し入れ、最低賃金に関する署名等が提出されておりますので、御報告させていただきます。

資料No.4（物価高騰及びランク区分を3区分に減した決定を受けての申し入れ書）を御覧ください。

令和5年7月10日に東北全労協議長、全国一般全国協議会中央執行委員長、共生ユニオンいわて代表からの要請を受けております。なお、申し入れ内容については読み上げて報告いたします。

（申し入れ書要旨読み上げ）

資料No.5（2023年度 岩手地方最低賃金の改正に関する職場決議について）を御覧ください。

令和5年7月18日、日本労働組合総連合会岩手県連合会から、岩手労働局長及び岩手地方最低賃金審議会長あてに「2023年度岩手地方最低賃金の改正に関する職場決議」が916筆提出されておりますので、決議要旨を読み上げて報告いたします。

（決議要旨読み上げ）

次に、資料No.6（岩手地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める請願署名）を御覧ください。

令和5年7月20日、岩手県労働組合連合会から、「岩手地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める請願署名」が提出されております。請願趣旨を読み上げて報告いたします。

（請願趣旨読み上げ）

次に、資料No.7（岩手地方最低賃金の引き上げを求める寄せ書き）を御覧ください。

令和5年7月20日、岩手県労働組合連合会から、「岩手地方最低賃金の引き上げを求める寄せ書き」が提出されております。

寄せ書きに書かれている内容を委員の皆様に見ていただきたいとの要望がありましたので、コピーを資料としてお配りしております。内容を御確認くださいますようお願いいたします。

（寄せ書き要旨読み上げ）

次に、去る6月16日（金）に行いました岩手地方最低賃金審議会委員による実地視察の概要につきまして、ペーパーにまとめましたので、非公開資料No.9（令和5年度岩手地方最低賃金審議会委員実地視察の概要）として配布しております。

これにつきましては、個別企業の内部情報が記載されておりますので、

非公開資料として審議会委員限りの資料とさせていただきます。

なお、視察の概要は、第1回岩手県最低賃金専門部会で説明したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

また、公開資料No.8及び非公開資料No.10につきましては、関係労使参考人からの意見書となります。非公開資料No.10につきましては、参考人の希望により、非公開資料として審議会委員限りの資料とさせていただきます。

意見聴取は、第1回岩手県最低賃金専門部会で行いますのでよろしくお願いいたします。

○丸山会長

それではここまでの事務局の説明に関して御発言のある方はお願いします。

(質問、意見等はなかった。)

何もなければこれで議事を終了します。